

退職金の超優遇税制 !!

従業員でも経営者でも、退職金を受け取ると**退職所得**として課税されます。退職所得には、**退職所得控除**があり、**課税対象が1/2**に減らされ、しかも**分離課税**であるという大変優遇された税金の軽減措置があります。したがって税金面だけで考えても、老後生活資金の準備手段として退職金(退職所得)の活用が最も有利であることは間違いありません。

退職金の課税のしくみ

- 優遇

退職所得控除

勤続年数に応じて退職金から退職所得控除(下表の金額)を差し引きます。
- 優遇

1/2課税

退職所得控除後の残りの金額も、1/2しか課税されません。
- 優遇

分離課税

課税部分も他の所得とは合算されず、低い税率を享受できます。

退職所得控除額

勤続2年以下	80万円
勤続3年～20年	40万円×勤続年数
勤続21年以上	(70万円×勤続年数) - 600万円

20年まで 1年につき40万円
21年以降 1年につき70万円

1年ごとの退職所得控除額は次頁参照。
1年未満の勤続年数の端数は1年に切り上げます。
退職金を一時金ではなく年金の形で受け取ると、退職所得ではなく雑所得として課税されます。

退職金の税額モデル例

以下のモデルは、在任年数30年の企業経営者が退職金を2,000万円受け取った場合の税額です。ご覧のように**税額は2,000万円に対してわずか38万円**です。**退職所得が如何に優遇されているか**一目瞭然です。勿論、退職所得の優遇は経営者でも従業員でも同じように受けられます。

<例> 勤続(在任)年数30年で退職金2,000万円を受け取った場合の税金と手取り額

